

平成24年6月8日
堺市契約課

石津雨水滞水管布設工事の実績要件について

現在公告中の「石津雨水滞水管布設工事（以下「本工事」という。）」について、代表構成員の完成工事实績要件及び本工事に配置する監理技術者（以下「技術者」という。）の工事経験実績要件の取扱いは、下記のとおりとします。

記

- 1 完成工事实績要件における「一次覆工」には、シールドマシンの据え付け及び解体は含まない。
- 2 「工事延長2000m以上」とは、一本のシールドトンネルの距離が2000m以上であることを表す。よって、一契約で複数のトンネルをシールド工事により施工した場合において、たとえ複数のトンネルの距離の合計が2000m以上であったとしても、実績要件を満たしていないものとする。
- 3 「一契約」とは、本来、一工事についての一つの契約を指すが、会計上の理由等から、一工事を年度等により複数の契約（以下「複数契約」という。）に分けて受注している場合についても、例外的に一契約とみなすものとする。ただし、一工事と判断できる書類（当初契約の際の協定書等）を提出できる場合に限る。
- 4 工事経験実績要件における「一次覆工の全工程」とは、初期掘進から到達掘進までの工程とする（シールドマシンの据え付け及び解体は含まない。）。よって、複数契約を一契約とみなした場合においては、一契約全体を通しての初期掘進から到達掘進までの工程を「一次覆工の全工程」とみなすものとする。
なお、技術者は一次覆工の全工程の期間中、当該工事に配置されている必要があるため、当該期間中に技術者が交代している場合は、工事経験実績要件を満たしていないものとする。